

改正	昭和47年 3 月24日規則第31号 昭和58年 3 月18日規則第26号 平成 6 年 3 月31日規則第98号 平成 7 年 3 月31日規則第58号 平成12年 3 月31日規則第62号 平成20年 1 月25日規則第 5 号 平成21年 3 月31日規則第37号 令和元年 6 月25日規則第15号 令和 5 年 3 月10日規則第14号	昭和56年 3 月31日規則第84号 平成 3 年 3 月30日規則第25号 平成 7 年 3 月31日規則第54号 平成11年12月28日規則第93号 平成15年 2 月10日規則第 5 号 平成20年 3 月31日規則第10号 平成27年 3 月31日規則第62号 令和 4 年 3 月18日規則第20号 令和 7 年 3 月28日規則第46号
----	---	--

製菓衛生師法施行細則をここに公布する。

製菓衛生師法施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、製菓衛生師法（昭和41年法律第115号。以下「法」という。）の施行に関し、製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号。以下「政令」という。）及び製菓衛生師法施行規則（昭和41年厚生省令第45号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（免許の申請）

第2条 政令第1条に規定する製菓衛生師免許の申請書は、第1号様式とする。

一部改正〔昭和58年規則26号〕

（試験）

第3条 法第4条に規定する製菓衛生師試験（以下「試験」という。）は、知事が必要と認めるときに行うものとし、知事は、試験の期日、場所その他試験の実施に関し必要な事項をあらかじめインターネットの利用その他の方法により公示する。

2 試験を受けようとする者は、製菓衛生師試験受験願書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（1）受験資格を有することを証明する書類

（2）写真（出願前6月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像で、縦6センチメートル、横4センチメートルのもの）

（3）その他知事が必要と認める書類

3 前項第1号の受験資格を有することを証明する書類は、次のとおりとする。

（1）法第5条第1号に該当する者にあつては、同号に規定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する書類又は当該施設の卒業証明書若しくは卒業証書の写し

（2）法第5条第2号に該当する者にあつては、試験を受けようとする者が在学していた学校の卒業証明書若しくは卒業証書の写し又は修了証明書若しくは修了証書の写し及び製菓衛生師試験受験資格職歴書（第3号様式）

（3）法附則第2項に該当する者にあつては、製菓衛生師試験受験資格職歴書

（4）法附則第3項の規定により学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者とみなされる者にあつては、試験を受けようとする者が在学していた学校の卒業証明書若しくは卒業証書の写し、修了証明書若しくは修了証書の写し又は省令附則第2項第6号の規定による認定を受けたことを証明する書類及び製菓衛生師試験受験資格職歴書

4 前項第1号、第2号又は第4号に掲げる卒業証書の写し又は修了証書の写しを提出する際には、当該卒業証書又は修了証書を提示しなければならない。

5 製菓衛生師試験基準（平成12年厚生省告示第270号）で定める試験科目の免除を受けようとする者

は、第2項の規定による製菓衛生師試験受験願書の提出の際に試験科目の免除を受ける資格を有することを証明する書類を提示して試験科目の免除を申し出なければならない。

6 知事は、第1項の試験に合格した者に対して、合格通知書（第4号様式）により通知するものとする。

一部改正〔昭和58年規則26号・平成7年54号・15年5号・20年5号・令和4年20号・5年14号〕

（製菓衛生師名簿）

第4条 法第7条第1項に規定する製菓衛生師名簿は、第5号様式とする。

一部改正〔昭和58年規則26号〕

（名簿の訂正及び免許証の書換え交付の申請）

第5条 政令第3条第2項に規定する製菓衛生師名簿の訂正及び政令第5条第2項に規定する製菓衛生師免許証の書換え交付の申請書は、第6号様式とする。

一部改正〔昭和58年規則26号〕

（名簿登録の消除）

第6条 政令第4条の規定による名簿の登録の消除の申請は、製菓衛生師名簿登録消除申請書（第7号様式）により行うものとする。

一部改正〔昭和58年規則26号〕

（免許証の再交付申請）

第7条 政令第6条第2項に規定する製菓衛生師免許証の再交付の申請書は、第8号様式とする。

一部改正〔昭和58年規則26号〕

（免許証の返納）

第8条 政令第6条第4項及び第7条第2項の規定による免許証の返納は、製菓衛生師免許証返納届（第9号様式）に製菓衛生師免許証を添えて行うものとする。

一部改正〔昭和58年規則26号〕

（指定養成施設の変更の届出）

第9条 政令第21条第2項の規定による届出において、当該届出が次の各号のいずれかに該当するときは、省令第20条第2項に定めるもののほか、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えなければならない。

（1）施設の構造設備の変更（生徒の定員を変更するためのものを除く。）に係るもの 変更前及び変更後の校舎の配置図及び平面図（各室の用途及び面積を記入したもの）

（2）施設の教員の変更に係るもの 変更のあつた教員の担当科目及び専任又は兼任の別を記載した書類

全部改正〔平成7年規則54号〕、一部改正〔平成21年規則37号・27年62号〕

（提出書類の経由）

第10条 政令の規定により知事に提出する書類（法第5条第1号に規定する製菓衛生師養成施設に係るものを除く。）は、住所地を管轄する保健福祉事務所長を経由して提出しなければならない。

一部改正〔昭和47年規則31号・58年26号・平成3年25号・12年62号・20年10号・21年37号・27年62号〕

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 神奈川県調理師試験委員等に関する規則（昭和37年神奈川県規則第37号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

3 旅館業法等の規定による聴聞に関する規則（昭和33年神奈川県規則第49号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和47年3月24日規則第31号）

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月31日規則第84号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の製菓衛生師法施行細則（以下「改正前の規則」という。）第4号様式による合格証書又は改正前の規則第5号様式による製菓衛生師試験合格証明書は、それぞれこの規則による改正後の製菓衛生師法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第4号様式による合格証書又は改正後の規則第5号様式による製菓衛生師試験合格証明書とみなす。

3 改正前の規則第1号様式、第2号様式及び第4号様式から第9号様式までの規定に基づき調製した用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（昭和58年3月18日規則第26号）

1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に交付されているこの規則による改正前の製菓衛生師法施行細則（以下「改正前の規則」という。）第4号様式による合格証書は、この規則による改正後の製菓衛生師法施行細則第4号様式による合格通知書とみなす。

3 改正前の規則で定める第7号様式、第9号様式、第11号様式及び第12号様式に基づいて調製した用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成3年3月30日規則第25号）

1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、当該用紙が残存する間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成6年3月31日規則第98号）

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の第4号様式による合格通知書は、この規則による改正後の第4号様式による合格通知書とみなす。

附 則（平成7年3月31日規則第54号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日規則第58号）

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成11年12月28日規則第93号）

1 この規則は、平成12年1月1日から施行する。

2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成12年3月31日規則第62号抄）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年2月10日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年1月25日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第10号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第37号）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成27年3月31日規則第62号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月25日規則第15号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和4年3月18日規則第20号）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和5年3月10日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月28日規則第46号）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第1号様式

（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

全部改正〔令和4年規則20号〕、一部改正〔令和7年規則46号〕

第2号様式

（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

全部改正〔平成7年規則54号〕、一部改正〔令和元年規則15号・4年20号・7年46号〕

第3号様式

（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

全部改正〔令和4年規則20号・7年規則46号〕

第4号様式

（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

全部改正〔昭和58年規則26号〕、一部改正〔平成6年規則98号・令和元年15号・4年20号〕

第5号様式

（第4条関係）（製菓衛生師名簿）（用紙 日本産業規格A4横長型）

全部改正〔令和4年規則20号〕

第6号様式

（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

追加〔昭和58年規則26号〕、一部改正〔平成6年規則98号・7年58号・令和元年15号・4年20号〕

第7号様式

（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

一部改正〔昭和56年規則84号・58年26号・平成6年98号・7年58号・令和元年15号・4年20号〕

第8号様式

（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

一部改正〔昭和56年規則84号・58年26号・平成6年98号・7年58号・令和元年15号・4年20号〕

第9号様式

（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

一部改正〔昭和56年規則84号・58年26号・平成6年98号・7年58号・令和元年15号・4年20号〕